

家畜人工授精用精液等譲渡契約約款  
(鹿児島県外の家畜人工授精所等用)

この約款(以下、「本約款」という。)は、株式会社 萩原人工授精所  
(以下、「当人工授精所」という。)が販売等で譲り渡す、和牛に係る家畜人工授精用精液  
及び家畜受精卵(以下、「和牛精液等」という。)の利用条件を定めるものです。  
和牛精液等を当人工授精所から譲り受ける皆さま(以下「利用者」という。)には、本約款  
に従って、和牛精液等を御利用いただきます。

第1条 適用

本約款は、利用者と当人工授精所との間の和牛精液等の利用に関わる一切の關係に適用さ  
れます。

第2条 禁止事項

利用者は、和牛精液等を使用するに当たり、以下の行為をしてはいけません。

1. 家畜改良増殖法など関連法令に違反する行為。
2. 和牛精液等を日本国外に持ち出すための行為。
3. 和牛精液等を日本国内で飼養される肉用牛の生産及び改良の目的以外で利用する行  
為。

第3条 品質及び在庫の管理

利用者は、当人工授精所から譲渡された和牛精液等について、的確かつ衛生的に保存して  
その品質を保全するとともに、その和牛ブランド価値の毀損が生じないよう適切に管理しなけ  
ればいけません。

第4条 第三者への譲渡

1. 利用者は、当人工授精所から譲渡された和牛精液等を第三者に譲渡する場合には、  
本約款と同様の内容を当該第三者に義務付けなければいけません。
2. 利用者は、当人工授精所が求める場合には、前項に定める当該第三者との譲渡契約  
に係る内容を当人工授精所に提出しなければいけません。
3. 利用者は、当人工授精所から譲渡された和牛精液等を第三者に譲渡する場合には、  
本約款第3条に基づき当該和牛精液等の品質について一切の責任を負うこととしま  
す。ただし、当該和牛精液等について、当人工授精所の過失があった場合にはこの限  
りではありません。

第5条 和牛精液等の返還

当人工授精所は、利用者が本規約に違反していると認めるときには、利用者に対し、譲渡  
した和牛精液等の返還を求めることができることとします。

第6条 違約金

利用者は、本約款第2条、同第4条第1項に違反した場合には、当人工授精所に対し、違  
約金として金1,000万円を支払わなくてはならないこととします。

第7条 付則

本約款の成立を証するため、本約款の原本2通を作成し、当及び利用者は、それぞれ署名  
又は記名押印のうえ、各自その1通を保有することとします。

令和5年5月25日

精液譲渡者： 鹿児島県薩摩川内市祁答院町下手2327

株式会社 萩原人工授精所

代表取締役 萩原 廣宣

家畜人工授精所管理番号：460149

精液譲受者：住所 秋田県秋田市中通六丁目7番9号

秋田県畜産農業協同組合

氏名 代表理事組合長 加藤 義康

家畜人工授精所管理番号：5200/